

臨時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【株式会社U-NEXTの定款】

【株式会社U-NEXTの最終事業年度（平成28年12月期）
に係る計算書類等の内容】

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株式会社U S E N

株式会社U-NEXTの定款及び最終事業年度（平成28年12月期）
に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第
15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより
株主の皆様に提供しております。

株式会社U－NEXT 定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社U－N E X Tと称し、英文ではU－N E X T Co.,L t d.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報処理及び情報提供サービス業
- (2) 各種イベントの企画、制作、実施
- (3) 広告代理店業務
- (4) 電気通信、映像及び音響機器の販売並びに設置工事及び保守管理
- (5) 電子機器の輸出入、販売
- (6) 通信機器の販売
- (7) 放送関連技術者の指導、育成及び放送関連技術の開発、販売
- (8) 通信販売業務
- (9) 販売促進に関する指導、経営コンサルタント業務
- (10) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (11) ケーブルテレビ、データ通信のシステム構築並びにこれらのシステム販売
- (12) 古物の仕入れ及び販売
- (13) 広帯域通信網（ブロードバンド）の企画、設計、開発、運用、管理並びに保守
- (14) 電気通信設備の販売及び賃貸
- (15) コンピュータその周辺機器及び通信機器の開発、設計、製造、販売、保守並びに賃貸

- (16) コンピュータソフトウェアの開発、設計、製造、販売、保守並びに賃貸
- (17) インターネットを利用する情報システム及び通信ネットワークの企画、設計、開発、運用、管理並びに保守
- (18) 情報提供サービス業
- (19) 不動産の売買、賃貸及びそれらの仲介並びに管理
- (20) 電気通信工事業
- (21) 映像、音楽、放送番組等の制作、開発及び販売
- (22) 放送時間の販売
- (23) 出版業
- (24) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (25) 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の請負業務
- (26) コンピュータに関する総合的コンサルティング業務
- (27) コンピュータシステム及びソフトウェアの開発、分析、運用サポート及び販売業務並びに保守点検業務
- (28) コンピュータ通信機器の企画・設計及び販売業務
- (29) コンピュータネットワークの設計、運用及び監視業務
- (30) 企業に対する投資及び経営指導に関する業務
- (31) 新商品の企画・開発、並びに販売調査に関する業務
- (32) クレジットカード・ローンカード等の取次ぎに関する業務
- (33) 新聞・雑誌・書籍等の出版・発行及び取次販売業務
- (34) 紙類及び加工紙の仕入れ及び販売に関する業務
- (35) 新聞・雑誌・ラジオ・テレビ・ダイレクトメールによる宣伝並びにその代理業務
- (36) 商品の受発注・市場調査等の業務を行うテレフォンマーケティングセンターの業務構築、運営に関する請負業務
- (37) コンピュータ関連の顧客サポートセンターの業務構築、運営に関する請負業務

- (38) 販売代理店業務
- (39) インターネットを利用した情報配信サービス
- (40) 電気通信役務利用放送事業
- (41) 電力の売買に関する業務
- (42) 人材派遣業
- (43) 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役並びに監査役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日刊工業新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、65,702,400株とする。

(株券)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(基準日)

第8条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第10条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議をもって代表取締役の中から社長を選定する。代表取締役が1名の場合は代表取締役を社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以上

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

映像配信サービス（ビデオ・オン・デマンド）の市場規模は、平成28年には1,696億円（前年比10.7%増）（野村総合研究所「ITナビゲーター2017年版」）と推定され、順調に市場が拡大しております。また、当サービス拡大の契機となったモバイル端末の世帯普及率は、平成27年末でスマートフォンが、72.0%（前年比7.8ポイント増）、タブレット端末が33.3%（前年比7.0ポイント増）（総務省「平成27年通信利用動向調査」）となり引き続き増加しております。

こうした環境のもと、平成28年にも複数の新たな定額制の音楽・動画サービスが開始いたしました。当社の競合となるサービスもありますが、モバイル端末の普及に伴って、ビデオ・オン・デマンドを含む多様なメディアサービスの利用が促進されており、現状では競合各社とともに新しい市場を開拓し、拡大している段階にあると考えられます。

また、ブロードバンド通信サービス市場は、平成28年の固定ブロードバンド（光ファイバー）回線が1兆4,178億円（野村総合研究所「ITナビゲーター2017年版」）の市場規模と推計され、こちらは着実に拡大しておりますが、モバイル（携帯電話）回線は6兆1,633億円（同）の市場規模と推計されており、こちらは前年6兆4,216億円（野村総合研究所「ITナビゲーター2016年版」）からは減少しております。

その中でも、格安スマホと呼ばれるMVNOサービス市場では、契約回線数が平成28年9月末で657.5万回線（MM総研）となり、平成27年9月末の405.8万回線（同）から大幅に伸び、62.0%増となりました。また平成28年は昨年に引き続き事業者の新規参入が相次ぎ、既存事業者による販売活動が本格化するなど、MVNOのモバイル市場での存在感がますます拡大しております。一方でモバイル回線市場全体におけるMVNOのシェアはまだ低く、今後の市場拡大の可能性は高いと考えられます。

また、固定ブロードバンド回線市場については平成27年に東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本・西日本」）が導入した光コラボレーションモデルにより、当社を含め、各事業者が提供する固定ブロードバンド回線サービスの契約が増加しております。各事業者が特色を出したサービスを提供し、顧客獲得の競争が増加し、市場が活性化されるものと考えられます。

このような環境のもと、当社グループでは一層の事業規模の拡大を図るために、既存のサービスの拡充、新規サービスの導入を積極的に行ってまいりました。一方で急速な事業拡大に伴い、コミュニケーションネットワーク事業において、回収不能債権の増加、棚卸資産評価損及び主にソフトウェアにかかる減損損失が生じております。

これらの結果、売上高は各事業で成長機会をつかみ増加いたしました。利益面ではサービス向上と販売促進のための投資負担が増加したため、売上高は45,846百万円（前連結会計年度比35.0%増）、営業損失は396百万円（前連結会計年度は営業利益1,003百万円）、経常損失は436百万円（前連結会計年度は経常利益977百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は935百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益522百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

コンテンツプラットフォーム事業では、ビデオ・オン・デマンドサービス「U-NEXT」の提供を行っております。平成27年10月のユーザーインターフェースの刷新と機能の拡充以降、新規契約者数の増加、解約率の低下といった満足度の向上が見られるようになりました。

提供するコンテンツについても、NHKオンデマンドの配信を開始するなど、ラインナップの充実に向けて引き続き積極的な投資を行っております。また、平成28年6月には「TSUTAYA movie powered by U-NEXT」の提供を開始し、レオパレス居住者、ANAマイレージクラブ会員といった新たな顧客層の獲得にも取り組んでおります。

この結果、コンテンツプラットフォーム事業における売上高は15,760百万円（前連結会計年度比31.3%増）、営業利益は927百万円（同3.2%増）となりました。

コミュニケーションネットワーク事業におけるブロードバンドインターネット回線の販売代理店サービスでは、不動産業者を含めた代理店網を活用した販売活動が引き続き堅調で、フレッツ光回線の契約獲得数は順調に推移しております。

MVNOサービス「U-mobile」においては、低価格SIMサービスの認知度の高まりを背景に積極的な営業展開を行い、販売店網の拡大だけでなく、「U-mobile」専門ショップ「U-NEXTストア」の出店を進め、顧客とのタッチポイントの増加に取り組むとともに、「U-mobile SUPER」、「U-mobile PREMIUM」、「U-mobile MAX」などの新しいサービスプランの提供開始、日本通信株式会社、株式会社インターネットイニシアティブ（IIJ）との協業関係の構築など、市場の急成長に合わせた対応を行っております。また、プリペイドSIMにおいても、空港での自販機の設置の推進、春秋航空での機内販売開始など、新しい販売手法にも取り組んでおります。このような活動により、契約回線数を伸ばすことができました。

また、光インターネットサービス「U-NEXT光」については、新サービス開始・運用に係るシステム開発に時間を要したことや、料金回収ルールを厳格化させたことから、当初計画より販売活動をペースダウンさせております。平成28年3月にアルテリア・ネットワークス株式会社から承継を受けた「U-NEXT光01」については、安定的に推移しております。

一方で、「U-mobile」、「U-NEXT光」とともに、市場拡大の中、顧客層を多方面に広げた影響で、回収不能債権が増加したことによる貸倒引当金を計上しております。また「U-mobile」においては、自社で調達したスマートフォン端末の販売計画を見直したことによる、たな卸資産評価損を計上しております。これらの資産の整理に加えて、収支構造、オペレーション等の大幅な見直しを実行しておりますが、現時点での損失計上の影響も加味して、主にソフトウェアにかかる減損損失についても計上しております。

この結果、コミュニケーションネットワーク事業における売上高は30,085百万円（前連結会計年度比37.0%増）、営業損失は614百万円（前連結会計年度は営業利益678百万円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第8期 (平成27年12月期) (前連結会計年度)		第9期 (平成28年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
コンテンツプラットフォーム事業	12,003,100	35.3	15,760,677	34.4	3,757,577	31.3
コミュニケーションネットワーク事業	21,960,957	64.7	30,085,986	65.6	8,125,028	37.0
合 計	33,964,057	100.0	45,846,664	100.0	11,882,606	35.0

②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,819百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

コンテンツプラットフォーム事業	映像配信システムの開発
コミュニケーションネットワーク事業	顧客管理システムの開発、店舗造作・什器等の購入

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

コンテンツプラットフォーム事業	映像配信システムの開発
コミュニケーションネットワーク事業	顧客管理システムの開発

③資金調達の状況

当社グループの所要資金は、大きく分けて運転資金及び設備投資資金並びに企業買収資金となっており、主に金融機関からの借入により調達しております。当連結会計年度中に、アルテリア・ネットワークス株式会社のブロードバンド回線事業の一部事業承継のため、金融機関より長期借入金3,240百万円の調達を行いました。また、長期借入のうち841百万円を返済いたしました。なお、短期的な運転資金についても金融機関より調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (平成25年12月期)	第 7 期 (平成26年12月期)	第 8 期 (平成27年12月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売 上 高 (千円)	17,897,232	23,248,107	33,964,057	45,846,664
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	672,588	1,185,333	977,203	△436,181
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	1,176,107	708,971	522,503	△935,457
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	97.84	54.21	31.81	△56.95
総 資 産 (千円)	4,239,540	9,227,276	12,236,021	17,797,851
純 資 産 (千円)	381,311	4,314,930	4,817,584	3,816,564
1株当たり純資産 (円)	29.48	261.96	289.77	226.82

(注) 当社は、平成25年11月1日付で普通株式1株につき20,000株の株式分割を行い、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して株式数を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (平成25年12月期)	第 7 期 (平成26年12月期)	第 8 期 (平成27年12月期)	第 9 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売 上 高 (千円)	17,105,692	21,628,417	31,687,606	43,862,470
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	731,080	1,075,424	704,390	△731,088
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	1,190,014	624,677	374,947	△1,098,687
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	99.00	47.77	22.83	△66.89
総 資 産 (千円)	4,113,953	8,834,434	11,791,240	17,313,800
純 資 産 (千円)	436,531	4,273,849	4,589,414	3,402,163
1株当たり純資産 (円)	33.75	260.19	279.41	207.13

(注) 当社は、平成25年11月1日付で普通株式1株につき20,000株の株式分割を行い、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して株式数を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社U-NEXTマーケティング	30,000千円	100.0%	映像配信サービスの代理販売
株式会社U-MX	20,000	65.0	通信回線、各種ISPサービスの代理販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、コンテンツプラットフォーム事業においては、成長を続ける映像配信市場で、より多くのコンテンツをより便利に利用できるサービスを広めることで、また、コミュニケーションネットワーク事業においては、多様化する通信サービス市場の中で、より使いやすく、低廉で、コストパフォーマンスの高い通信サービスを提供していくことで、広く社会に貢献してまいります。

また、企業の信頼性を高めるために、各種情報管理の徹底・コンプライアンスの強化についても重要課題と認識して取り組んでまいります。中核事業における経営課題は、以下のとおりであります。

<コンテンツプラットフォーム事業>

当事業においては、適正な収益確保を図りながら、新規契約者増のためのマーケティング活動、及び顧客満足度向上のためのコンテンツ調達のバランスを取り、着実に成長させることを重要な経営課題と認識しております。

① デジタルエンターテインメントプラットフォームとしての品質向上

高画質対応・Webサイトの機能性向上・映像・音楽・書籍等の多様なコンテンツの充実などによる顧客の利用頻度及び利用満足度の向上と、カスタマーサポートも含めた総合的なサービス品質の向上

② 認知度の向上

流通チャネルの拡大、マスメディア等へのPR強化によるサービスの認知度向上

③ 販売力の強化

通信キャリア・小売流通業者・不動産業者などとのアライアンスでのOEM提供による協力販売体制の拡大

<コミュニケーションネットワーク事業>

当事業においては、MVNO市場の拡大、NTT東日本・西日本による光アクセスサービス卸の開始などの市場環境の変化を受けて、従来型の販売代理店サービスでの収益も一定規模で維持しながら、自社サービスとしての「U-mobile」、 「U-NEXT光」などの成長を実現していくこと、また「U-mobile」、 「U-NEXT光」については「U-NEXT」と同様に適正な収益確保を図りながら、マーケティング活動や、品質向上の投資を行うことを重要な経営課題と認識しております。

①他の通信事業者等との関係

他の通信事業者等のサービスの販売代理店としての活動を継続し、多様な顧客ニーズに応えられる体制を構築すること。

②販売力の強化

従来の販売代理店網の拡充とあわせて、家電量販店や不動産会社、旅行会社等との異業種企業での販路拡大や、アライアンス構築によるOEM提供を基にした協力販売体制の拡大

③サービス品質向上

競争が激化するMVNO市場において、他のコンテンツサービスとの組み合わせでの付加価値の提供、品質の確保・向上、店舗展開によるサポート拠点増を通じての顧客対応品質向上

<全社>

①コンプライアンス

当社グループは社会的責任を果たすべく全社的にコンプライアンス体制の強化を推進しております。消費者保護の要請が高まる中、役員及び従業員のコンプライアンスに対する意識を高め、当社グループの事業に関連する外部変化に対応できるよう、コンプライアンス体制の一層の強化に取り組んでまいります。

②コーポレート・ガバナンス

当社グループが今後も成長を維持し、継続的に企業価値を高めていくためには、内部管理体制及び内部統制体制の整備など、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。今後も事業規模の拡大や事業内容にあわせて優秀な人材の確保、組織体制の整備を行うほか、会議体や職務権限の見直しを適切に行い、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

事業区分	事業内容
コンテンツプラットフォーム事業	コンテンツ配信サービス「U-NEXT」の提供
コミュニケーションネットワーク事業	モバイル通信サービス「U-mobile」の提供 固定通信サービス「U-NEXT光」の提供 インターネットサービス等の代理販売

(6) 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

当 社	本社	東京都渋谷区
	東京支店	東京都港区
	名古屋支店	名古屋市中区
	大阪支店	大阪市中央区
	福岡支店	福岡市博多区
子会社	株式会社U-NEXTマーケティング	東京都渋谷区
	株式会社U-MX	東京都新宿区

(7) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
414 (455) 名	7名増 (99名減)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
329 (234) 名	23名増 (19名減)	33.0歳	3.5年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,372,571千円
オリックス株式会社	1,189,358
株式会社りそな銀行	660,004
株式会社新銀行東京	98,680

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年12月31日現在）

①発行可能株式総数 65,702,400株

（注）平成28年3月30日付の定款変更により、発行可能株式総数を21,900,800株から65,702,400株に増加しております。

②発行済株式の総数 16,425,600株

③株主数 4,866名

④大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社UNO-HOLDINGS	10,530,000	64.11
株式会社光通信	982,000	5.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	531,300	3.23
U-NEXT社員持株会	119,100	0.73
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	114,700	0.70
NOMURA PB NOMINEES LIMIT ED A/C CPB30072 482276	100,400	0.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	98,300	0.60
楽天証券株式会社	74,600	0.45
マネックス証券株式会社	67,810	0.41
GMOクリック証券株式会社	64,300	0.39

（注）自己株式は保有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成25年12月24日	平成27年4月21日
新株予約権の数		430個	174個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 129,000株 (注) (新株予約権1個につき 300株) (注)	普通株式 52,200株 (注) (新株予約権1個につき 300株) (注)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 45,000円 (注) (1株当たり 150円) (注)	新株予約権1個当たり 457,200円 (注) (1株当たり 1,524円) (注)
権利行使期間		平成28年12月25日から 平成35年11月27日まで	平成30年5月28日から 平成37年5月27日まで
行使の条件		(別記)	(別記)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 80個	新株予約権の数 33個
		目的となる株式数 24,000株	目的となる株式数 9,900株
		保有者数 3名	保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 0個	新株予約権の数 0個
		目的となる株式数 0株	目的となる株式数 0株
		保有者数 0名	保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個	新株予約権の数 0個
		目的となる株式数 0株	目的となる株式数 0株
		保有者数 0名	保有者数 0名

(注) 平成27年9月1日付で普通株式1株を3株に分割したことにより調整されております。

(別記) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宇 野 康 秀	モバイル事業本部長 株式会社USEN 取締役会長 株式会社アルメックス 取締役会長
取 締 役	二 宮 康 真	事業戦略企画室長
取 締 役	堤 天 心	NEXT事業本部長
取 締 役	堀 内 雅 生	総合企画室長 株式会社サイバーエージェント 社外監査役
取 締 役	夏 野 剛	セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役 ぴあ株式会社 取締役 トランスコスモス株式会社 社外取締役 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 グリー株式会社 社外取締役 カドカワ株式会社 取締役 日本オラル株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	嶽 崎 洋 一	株式会社IQ 代表取締役
監 査 役	須 原 伸太郎	株式会社エスネットワークス 代表取締役 ラオックス株式会社 社外取締役 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 社外監査役 公認会計士
監 査 役	大 井 法 子	虎ノ門総合法律事務所パートナー 弁護士

- (注) 1. 取締役夏野剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役須原伸太郎氏及び大井法子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役須原伸太郎氏は公認会計士の資格を有しており、会計及び監査に関する、相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役夏野剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、在職中に当社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に2を乗じて得た額及び当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額の合計額としております。

②取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（う ち 社 外 取 締 役）	5 名（1）	88,068千円（6,000千円）
監 査 役（う ち 社 外 監 査 役）	3（2）	9,000（2,400）
合 計（う ち 社 外 役 員）	8（3）	97,068（8,400）

- （注）1．取締役の報酬限度額は、平成22年12月22日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- 2．監査役の報酬限度額は、平成22年12月22日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・当社は社外役員の兼職先との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 夏 野 剛	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 須 原 伸太郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な見地から主に財務・経理・税務に関する豊富な経験と知識に基づく助言、提言を行っております。
監査役 大 井 法 子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会では、弁護士としての専門的な見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行うとともに、監査役会では重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	85,785千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85,785

- (注) 1. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

○業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行います。
- ロ. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行します。
- ハ. コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議を通じて取締役及び監査役に対し報告を行います。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めます。
- ニ. 代表取締役社長直轄の監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告します。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、人事総務部を窓口として定め、適切に対応します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については「文書管理規程」を定め、これに従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、保存しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役がリスクを管理する権限及び責任をもってリスク管理体制を構築し、リスクに関する情報を迅速かつ正確に関連部署に報告・共有するとともに、監査室が各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的取締役会に報告することとしております。取締役会はリスク管理体制を定期的に見直し、問題点の把握と改善に努めます。また、当社のリスク管理を明文化し、経営あるいは事業活動に重大な影響を与える可能性に直面し、緊急事態に至った場合に備え、「危機管理規程」を制定し、緊急対応が的確に行えるよう体制を整えております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各取締役の職務執行について規程により業務分掌、職務権限を定め、これにより適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築します。また、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に係る重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督するとともに、常勤の取締役及び監査役が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議することにより迅速かつ効率的な意思決定を行います。取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。

⑤会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社及び当社グループ各社の社長は、各社の業務執行の適正を確保する内部統制の構築及び運用の権限並びに責任を有するものとしております。
- ロ. 当社の監査室は、重要性に鑑み当社グループ各社の内部監査を実施します。また、内部統制の構築及び運用に関する検証、並びに情報の共有化等を行うものとしております。
- ハ. 当社は、当社に当社グループ全体の内部統制を所管する担当部署を設置しております。当該部署を中心に当社グループ各社における内部統制の構築及び運用の高度化を目指しております。
- ニ. 当社グループ各社の監査役は、当社グループ各社の業務執行の適正を確保する内部統制の構築及び運用の状況を監査し、グループの監査役に、情報を共有化するものとしております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと及び置く場合の員数については、監査役会の意見を聴取し、関係各方面の意見を十分に考慮して、取締役会が決定するものとしております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役より監査業務にかかる指揮命令を受けた補助使用人は、その指揮命令に関して、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとしております。
- ロ. 取締役会は、補助使用人の人事異動（異動先を含みます。）及び人事評価並びに懲戒処分等を行うときは、監査役会の意見を聴取し、その意見を十分に考慮して実施するものとしております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役又は監査役会に対して、重大な法令違反等及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等の法定の事項に加え、「U-NEXTコンプライアンス窓口」による通報状況とその内容、及び内部監査の実施状況、並びに当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告します。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況が効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査役がいつでも取締役及び重要な各使用人から事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査することができる体制を構築するとともに、代表取締役、監査室、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する機会を保障します。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ①当社では、U-NEXTグループ行動規範、内部統制システム基本方針、内部通報規程、内部者取引防止規程を定め、従業員が常時閲覧できる環境を整備し、当社グループの取締役及び使用人等に周知の徹底を図っております。
- ②当社及び当社グループでは、入社時及び階層に応じた社内研修での教育及び会議体での説明を通じて、法令及び社内規程を遵守するための取組みを継続的行っております。また、当社グループの事業に係る法令改正に際しては、関連部署が連携して、法令改正に関する情報収集、研修会等を実施し、法令遵守を実施いたしております。
- ③当社の監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し経営監督機能を担うとともに、監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査の成果を高めております。また、監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、監査の実効性の向上を図っております。
- ④当社及び当社グループの反社会的勢力排除の取組みとしまして、「反社会的勢力チェックマニュアル」に基づき、新規取引先については取引開始前に、また取引開始後は定期的に、契約先が反社会的勢力でないことの調査を実施しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,920,586	流 動 負 債	11,217,036
現金及び預金	1,978,576	買 掛 金	4,637,456
売 掛 金	9,516,959	短 期 借 入 金	2,689,358
た な 卸 資 産	249,712	1年内返済予定の長期借入金	927,756
前 払 費 用	1,174,806	リ ー ス 債 務	23,279
繰 延 税 金 資 産	499,038	未 払 金	1,630,839
そ の 他	631,171	未 払 法 人 税 等	306,209
貸 倒 引 当 金	△1,129,676	販 売 促 進 引 当 金	18,857
固 定 資 産	4,877,264	そ の 他	983,280
有 形 固 定 資 産	469,277	固 定 負 債	2,764,250
建 物 及 び 構 築 物	153,816	長 期 借 入 金	2,731,477
工 具、器 具 及 び 備 品	281,316	リ ー ス 債 務	14,691
リ ー ス 資 産	34,144	そ の 他	18,081
無 形 固 定 資 産	3,908,580	負 債 合 計	13,981,286
の れ ん	2,501,882	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	1,163,954	株 主 資 本	3,725,712
そ の 他	242,744	資 本 金	1,776,340
投 資 そ の 他 の 資 産	499,406	資 本 剰 余 金	1,734,331
投 資 有 価 証 券	43,386	利 益 剰 余 金	215,041
そ の 他	475,361	新 株 予 約 権	16,309
貸 倒 引 当 金	△19,342	非 支 配 株 主 持 分	74,542
		純 資 産 合 計	3,816,564
資 産 合 計	17,797,851	負 債 純 資 産 合 計	17,797,851

連結損益計算書

(平成28年1月1日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	45,846,664
売上原価	29,254,033
売上総利益	16,592,631
販売費及び一般管理費	16,988,996
営業損失	△396,365
営業外収益	
受取利息	990
持分法による投資利益	3,639
設備賃貸料	15,297
償却債権取立	17,643
為替差益	294
その他	586
営業外費用	
支払利息	60,073
支払手数料	16,200
その他	1,994
経常損失	78,268
特別利益	△436,181
段階取得に係る差益	3,323
その他	385
特別損失	
減損損失	546,818
税金等調整前当期純損失	546,818
法人税、住民税及び事業税	443,782
法人税等調整額	△510,616
当期純損失	△979,290
非支配株主に帰属する当期純利益	△66,833
親会社株主に帰属する当期純損失	△912,456
	23,000
	△935,457

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,776,340	1,734,331	1,249,051	4,759,723
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△98,553	△98,553
親会社株主に帰属する当期純損失			△935,457	△935,457
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△1,034,010	△1,034,010
当 期 末 残 高	1,776,340	1,734,331	215,041	3,725,712

	新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	6,319	51,541	4,817,584
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△98,553
親会社株主に帰属する当期純損失			△935,457
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	9,990	23,000	32,990
当 期 変 動 額 合 計	9,990	23,000	△1,001,020
当 期 末 残 高	16,309	74,542	3,816,564

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
 - ・ 連結子会社の数
 - ・ 主要な連結子会社の名称

3 社
株式会社U-NEXTマーケティング
株式会社U-MX
株式会社Next Innovation

② 連結範囲の変更

株式会社U-CMは、平成28年12月19日に解散し特別清算手続きの決定を受け、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められたため、子会社から除外しております。

連結の範囲に含めておりました株式会社UPSIDEは、株式の売却により当連結会計年度に連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の状況
 - ・ 持分法適用の関連会社数
 - ・ 関連会社の名称

3 社
D,U-NET株式会社
株式会社minimini-NEXT
カルチュア・ネクスト・プロダクション株式会社

② 持分法適用範囲の変更

当連結会計年度においてカルチュア・ネクスト・プロダクション株式会社の株式を取得したため、持分法の適用の範囲に含めております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、12月31日現在で仮決算を行った計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. その他有価証券
 - ・ 時価のないもの
- ロ. たな卸資産
 - ・ 商品、貯蔵品

移動平均法による原価法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

主に定率法（ただし平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～20年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年～5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 販売促進引当金

販売促進を目的とするキャッシュバック制度及びポイント制度に基づく費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を充たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社の内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、有効性の判定を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

当該会計方針の変更に伴う連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第2四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 824,440千円 |
| 上記、減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。 | |
| (2) 担保に供している資産および担保に係る債務 | |
| ① 担保に供している資産 | |
| 売掛金 | 1,272,041千円 |
| その他流動資産(預託金) | 132,000千円 |
| 合計 | 1,404,041千円 |
| ② 担保に係る債務 | |
| 短期借入金 | 1,189,358千円 |

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

16,425,600株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年 3月30日 定時株主総会	普通株式	98,553	6	平成27年 12月31日	平成28年 3月31日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式

129,000株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの所要資金は、大きく分けて運転資金及び設備投資資金並びに企業買収資金となっており、主に金融機関からの借入により調達しております。

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の使途は、運転資金及び設備資金並びに企業買収資金であり、償還日は最長で決算日後5年であります。長期借入金の一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」〔(5) 重要なヘッジ会計の方法〕をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について各事業部門及び財務経理部門が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握して、保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、金利変動リスクを抑制するため、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引については、社内規程に基づき、実需の範囲内で行うこととしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,978,576千円	1,978,576千円	－千円
(2) 売掛金	9,516,959		
貸倒引当金（＊1）	△1,010,163		
	8,506,795	8,506,795	－
資産計	10,485,372	10,485,372	－
(1) 買掛金	4,637,456	4,637,456	－
(2) 短期借入金	2,689,358	2,689,358	－
(3) 未払金	1,630,839	1,630,839	－
(4) 未払法人税等	306,209	306,209	－
(5) 長期借入金（＊2）（＊3）	3,659,233	3,641,861	△17,371
(6) リース債務（＊2）	37,971	36,965	△1,005
負債計	12,961,066	12,942,689	△18,377

（＊1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（＊2）長期借入金及びリース債務には、1年内返済予定分を含めて表示しております。

（＊3）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	43,386千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 226円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △56円95銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 連結子会社（株式会社U-NEXT SPC1）による株式会社USEN株式に対する公開買付け及び経営統合に関する基本合意書締結の件

当社及び当社の連結子会社である株式会社U-NEXT SPC1（以下「公開買付者」といいます。）は、平成29年2月13日開催の取締役会において、公開買付者が、株式会社USEN（以下「対象者」といい、対象者の普通株式を「対象者株式」といいます。）が所有する自己株式及び不応募対象株式（宇野康秀氏（以下「宇野氏」といいます。）が所有する対象者株式のすべて及び株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）が所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者株式をいいます。また、下記「⑤ 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「2.光通信との間の応募契約」に定義する応募契約②が締結された場合は応募契約②において本公開買付けに応募しない旨を合意した対象者株式を含みます。以下同じです。）を除く対象者株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得し、対象者株式を非公開化したうえで、その後の一連の組織再編を通じて、当社と対象者との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施することを決議いたしました。当社グループは、平成27年2月より自社サービスの固定ブロードバンド回線サービス「U-NEXT光」の提供を行っており、順調に顧客を増やしておりますが、本事業の取得により、顧客基盤を大幅に拡大するとともに、顧客へ提供できるサービスラインナップの拡充を図り、かつ安定的な事業収入を得て今後の業績に寄与するものと見込み、本事業を取得することといたしました。

① 本公開買付けの目的

当社は、映画やドラマ等のコンテンツ配信を中心とした映像配信事業であるコンテンツプラットフォーム事業（以下「CP事業」といいます。）、並びに光回線及びモバイル回線によるインターネット接続サービスを中心とした通信事業であるコミュニケーションネットワーク事業（以下「CN事業」といいます。）を営んでいます。当社及び対象者は、平成22年12月に対象者の事業再構築の施策の一環として行われた、対象者から当社に対するCP事業とCN事業の引き継ぎ（以下「本事業再編」といいます。）以降、今日に至るまで、異なる法人格として、また両社の間で資本関係を有さない関係の下、事業を行って参りました。その後、当社を取り巻く環境は大きく変化を続けており、当社としては常に競争優位性を確保して成長を加速するための事業戦略を強固にしていくな必要に迫られています。

他方、連結子会社3社及び関連会社3社から成る対象者グループは、現在、音楽配信事業、業務用システム事業、ICT事業、その他事業（集客支援事業等）を展開しております。当社としては、対象者は平成28年3月にシンジケートローンの総額借換え並びに優先株式の取得及び消却を実施し、バランスシートの健全化を進めつつ、既存事業の維持・拡大による強固な基盤を土台に新サービスを含めラインアップを拡充し様々なトータルソリューションを提供できる企業へと成長する戦略を描いておりますが、一方で、財務基盤の改善を優先し、積極的な投資を抑制してきたこともあり業績は横ばいであり、今後は明確な成長戦略の打ち出しが喫緊の経営課題になっていると認識しています。

上記のとおり、当社及び対象者それぞれが現在の事業環境に対する経営課題を抱えている中で、当社の代表取締役社長及びその支配株主である株式会社UNO-HOLDINGSの一人株主であり、かつ、対象者の取締役会長及び主要株主であり筆頭株主である宇野氏は、当社が持つ個人顧客販売網と映像・通信サービス、対象者が持つ全国147ヶ所の事業所・61万8,410店舗（平成28年12月31日時点）を超える法人販売網と音楽配信サービスについて、平成22年12月に対象者が本事業再編を行った際には見通せなかったシナジーが当社及び対象者の両社に生じると考えました。そこで、宇野氏は、平成28年2月下旬、当社に対して、当社及び対象者の協業に関する施策及び両社が一体となることによるシナジー効果について検討を依頼し、平成28年4月中旬、当社において、これらに関する検討を開始しました。

以上のような経緯を経て、当社は、平成28年7月下旬から、両社の持株会社体制についての構想を持ち始め、平成28年8月上旬、当社より、対象者に対して、本経営統合に関する検討及び協議を開始したい旨を伝達し、対象者との間で本格的な検討・協議を続けて参りました。

そして、当社としては、両社の持株会社体制という新体制の実現によるシナジー効果及び持株会社体制によるメリットを十分に発揮させるにあたっては、当社及び対象者の両事業に関する深い理解を持つ経営者の下、双方の強みを生かし、弱みを補完するような企業経営を行うことが最も重要なことと考えております。この点、両社の事業内容を熟知している当社の代表取締役社長であり、対象者の取締役会長である宇野氏の強力なリーダーシップの下、同氏が議決権のマジョリティを保有する当社が主体となって、両社を再び同じ企業グループとし、新体制により両社を経営していく本経営統合が、両社の企業価値向上のために最も望ましいと考えるに至りました。

当社としては、本経営統合を実行した場合には、短期的には多額の買収資金の調達が必要となるため、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあるものの、本経営統合を行うことにより新たな成長ステージに移行できる可能性があると考えております。

一方、当社としては、本経営統合を実行しない場合には、外部環境が大きく変化し続ける中で競争優位性を確保し成長を続けることが難しくなる可能性も否定できず、本経営統合の方法は、将来の事業環境や競争環境によっては必ずしも期待通りの成果が得られるとは限られない中、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある悪影響を回避、かつ中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するためにも最も有効な手段であると考えております。

以上のような経緯を経て、当社は、平成29年1月に本経営統合を実行するために公開買付者を設立し、公開買付者は、平成29年2月13日に、本経営統合の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。

② 対象者の概要

名 称	株式会社USEN
所 在 地	東京都港区北青山三丁目1番2号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田村 公正
事 業 内 容	音楽配信事業、業務用システム事業、ICT事業、その他事業
資 本 金	60億円（平成28年8月31日現在）
設 立 年 月 日	昭和39年9月7日

③ 取得会社の概要

名 称	株式会社U-NEXT SPC1
所 在 地	東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
代表者の役職・氏名	代表取締役 宇野 康秀
事 業 内 容	純粋持株会社
資 本 金	1百万円（平成29年2月13日現在）
設 立 年 月 日	平成29年1月13日

④ 本公開買付けの概要

公開買付者は、本経営統合の一環として、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除いた対象者株式のすべてを取得し、対象者を非公開化することを目的として公開買付けを実施いたします。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を71,465,300株としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限（71,465,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

買 付 予 定 数	134,616,160株
買 付 予 定 数 の 下 限	71,465,300株
買 付 予 定 数 の 上 限	なし
公 開 買 付 期 間	平成29年2月14日（火曜日）から平成29年3月28日（火曜日）まで （30営業日）
買 付 け 等 の 価 格	普通株式1株につき、金461円
買 付 代 金	約62,058百万円 （注：買付代金は買付予定数（134,616,160株）に本公開買付けにおける買付け等の価格（1株461円）を乗じた金額）
決 済 開 始 予 定 日	平成29年4月4日
買付資金の調達方法	銀行借入

⑤ 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

1. 宇野氏との間の不応募契約

本公開買付けに際して、公開買付者は、平成29年2月13日付で、宇野氏との間で、その所有する対象者株式のすべて（63,400,402株、所有割合30.77％）について本公開買付けに応募しない旨の不応募契約を締結しております。

（注）「所有割合」とは、対象者が平成29年1月13日に提出した第53期第1四半期報告書に記載された平成28年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（207,148,891株）から対象者が平成29年1月11日に公表した「平成29年8月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成28年11月30日現在の対象者が所有する自己株式数（1,103,104株）を控除した株式数（206,045,787株）に対する割合（小数点以下第三位は四捨五入）をいいます。以下同じです。

2. 光通信との間の応募契約

本公開買付けに際して、公開買付者は、平成29年2月13日付で、光通信との間で、その所有する対象者株式の一部（下記「4. ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社との間の応募契約」において後述するジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社との間の応募契約（以下「応募契約②」といいます。）が締結された場合は28,205,437株、所有割合13.69%、応募契約②が締結されない場合は29,380,335株、所有割合14.26%）並びに光通信の子会社である株式会社インフォサービスが所有する対象者株式のすべて（4,146,300株、所有割合2.01%）及び株式会社ブロードピークが所有する対象者株式のすべて（224,100株、所有割合0.11%）（応募契約②が締結された場合は以上3社合計32,575,837株、所有割合15.81%、応募契約②が締結されない場合は以上3社合計33,750,735株、所有割合16.38%）について本公開買付けに応募する旨を内容とする応募契約を締結しております。なお、公開買付者は、上記応募契約において、光通信との間で、所有する対象者株式の一部（応募契約②が締結された場合は9,204,023株、所有割合4.47%、応募契約②が締結されない場合は8,029,125株、所有割合3.90%）については、本公開買付けに応募しない旨の合意しております。

3. 対象者との間の基本合意書

本公開買付けに際して、当社及び対象者は、本経営統合の方法やスケジュール及び当社と対象者の合併比率等に関して、平成29年2月13日付で本経営統合に関する基本合意書を締結しております。

4. ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社との間の応募契約

公開買付者は、公開買付け期間中に、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社（以下「G S」といいます。）との間で、その所有する対象者株式の一部（13,695,951株、所有割合6.65%）について本公開買付けに応募し、その残部（10,813,859株、所有割合5.25%）について本公開買付けに応募しない旨の契約を締結することを希望しております。当該応募契約の締結については、本日現在、G Sとの間で誠実に協議を行っており、必要な手続を進めていく予定です。

(2) 資金の借入の件

当社及び当社の連結子会社である株式会社U-NEXT SPC1は、平成29年2月13日開催の取締役会において、株式会社U-NEXT SPC1が平成29年3月30日付で以下のシンジケートローン契約を締結する旨を決議しました。

① 借入の理由

当社の連結子会社である株式会社U-NEXT SPC1が、株式会社USEN（コード：4842）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付けにより取得することとなり（詳細につきましては、上記（1）をご参照ください。）、その取得資金、及び株式会社USENの既存の借入のリファイナンスに充当するために株式会社U-NEXT SPC1がシンジケートローンによる資金の新規借入を行います。

② シンジケートローン契約の概要

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 1. 組成総額 | 945億円 |
| タームローン金額 | 800億円 |
| ブリッジローン金額 | 95億円 |
| コミットメントライン貸付 | 極度額50億円 |
| 2. 契約予定日 | 平成29年3月30日 |
| 3. 担保の有無 | 有（株式会社U-NEXT SPC1が取得するUSEN株式等） |
| 4. 適用利率 | 基準金利＋スプレッド |
| 5. アレンジャー兼エージェント | 株式会社みずほ銀行 |
| 6. シンジケート団 | 未定 |
| 7. 借入満期日 | 平成36年3月30日 |
| 8. 財務制限条項 | |

各年度の年度決算における連結の損益計算書の経常損益、各年度の年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部の金額、各年度の中間決算期末又は年度決算期末における連結の損益計算書の営業損益等により算出される一定の指数等を基準とした財務制限条項が付加される予定です。

(3) 重要な子会社等設立の件

当社は、平成29年1月17日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機との間で、MVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者、以下「MVNO」）事業の運営を行う合弁会社設立に関する基本合意書を締結することを決議し、平成29年1月25日に合弁会社を設立いたしました。

① 合弁会社設立の目的

当社は、約3年前からMVNO事業としてモバイル通信サービス「U-mobile」の運営・提供を行い、実績を重ねて参りました。その後、平成28年より複数のMVNE（Mobile Virtual Network Enabler：MVNO事業を支援する事業、以下「MVNE」）と提携し、マルチMVNEでのサービスを提供して参りました。

一方、ヤマダ電機は、家電量販店業界最大手の企業で、家電製品の販売だけでなく、「YAMADA SIM powered by U-mobile」のモバイル通信サービスの提供も行っております。昨今、MVNO業界は、新規参入などが相次ぎ競争が激化しております。

今後、更に顧客の獲得を推進するうえで、「家電量販店として唯一、全国に販売網を持つヤマダ電機」と「様々な販売チャネルを有し、モバイル通信サービスを運営してきたU-NEXT」がパートナーシップを組むことが最善であると判断し、合弁会社を設立することとなりました。新会社は、U-NEXTの既存サービス運営やマルチMVNE展開のノウハウとヤマダ電機が持つ販売力を融合させ、競争が激化するMVNO業界を勝ち抜き、魅力的で快適なインターネットサービスの利用促進に貢献して参ります。

② 合併会社の概要

1. 商号 : Y.U-mobile株式会社
2. 所在地 : 東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
3. 代表者 : 二宮 康真
4. 事業内容 : MVNOサービスの運営及び提供
5. 資本金 : 1億円
6. 設立日 : 平成29年1月25日
7. 出資比率 : 当社 51.0%、株式会社ヤマダ電機 49.0%

貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,494,747	流 動 負 債	11,147,386
現 金 及 び 預 金	1,509,354	買 掛 金	4,631,188
売 掛 金	9,400,347	短 期 借 入 金	2,689,358
た な 卸 資 産	249,712	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	927,756
前 渡 金	1,007	リ ー ス 債 務	23,279
前 払 費 用	1,170,997	未 払 金	1,695,257
繰 延 税 金 資 産	493,063	未 払 費 用	100,340
そ の 他	799,941	未 払 法 人 税 等	231,096
貸 倒 引 当 金	△1,129,676	前 受 金	95,178
固 定 資 産	4,819,052	預 り 金	716,146
有 形 固 定 資 産	458,370	販 売 促 進 引 当 金	18,857
建 物	142,090	そ の 他	18,928
構 築 物	3,711	固 定 負 債	2,764,250
工 具、器 具 及 び 備 品	278,424	長 期 借 入 金	2,731,477
リ ー ス 資 産	34,144	リ ー ス 債 務	14,691
無 形 固 定 資 産	3,875,707	そ の 他	18,081
ソ フ ト ウ エ ア	1,132,962	負 債 合 計	13,911,637
の れ ん	2,500,000	純 資 産 の 部	
そ の 他	242,744	株 主 資 本	3,385,853
投 資 そ の 他 の 資 産	484,975	資 本 金	1,776,340
関 係 会 社 株 式	37,210	資 本 剰 余 金	1,734,331
繰 延 税 金 資 産	175,903	資 本 準 備 金	1,676,340
そ の 他	291,204	そ の 他 資 本 剰 余 金	57,991
貸 倒 引 当 金	△19,342	利 益 剰 余 金	△124,818
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△124,818
		繰 越 利 益 剰 余 金	△124,818
		新 株 予 約 権	16,309
		純 資 産 合 計	3,402,163
資 産 合 計	17,313,800	負 債 純 資 産 合 計	17,313,800

損 益 計 算 書

(平成28年 1 月 1 日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	43,862,470
売 上 原 価	28,399,225
売 上 総 利 益	15,463,244
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,151,517
営 業 損 失	△688,273
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	950
設 備 賃 貸 料	15,297
償 却 債 権 取 立 益	17,643
為 替 差 益	294
そ の 他	579
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	59,385
支 払 手 数 料	16,200
そ の 他	1,994
経 常 損 失	
特 別 利 益	△731,088
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,238
そ の 他	384
特 別 損 失	
減 損 損 失	546,818
税 引 前 当 期 純 損 失	△1,276,283
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	337,177
法 人 税 等 調 整 額	△514,774
当 期 純 損 失	△1,098,687

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	1,776,340	1,676,340	57,991	1,734,331	1,072,423	1,072,423	4,583,094
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△98,553	△98,553	△98,553
当 期 純 損 失					△1,098,687	△1,098,687	△1,098,687
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△1,197,240	△1,197,240	△1,197,240
当 期 末 残 高	1,776,340	1,676,340	57,991	1,734,331	△124,818	△124,818	3,385,853

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	6,319	4,589,414
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△98,553
当 期 純 損 失		△1,098,687
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9,990	9,990
当 期 変 動 額 合 計	9,990	△1,187,251
当 期 末 残 高	16,309	3,402,163

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

イ. その他有価証券

・時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

主に定率法（ただし平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

構築物 20年

工具、器具及び備品 2年～15年

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

なお、のれんについては、投資の効果が及ぶ期間（5年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年～5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

販売促進を目的とするキャッシュバック制度及びポイント制度に基づく費用負担に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- | | |
|---------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | 金利スワップを実施し、特例処理の要件を充たしているため、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金の利息 |
| ③ ヘッジ方針 | 当社の内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、有効性の判定を省略しております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定により取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

当該会計方針の変更に伴う計算書類に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更にに関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第2四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に關する注記

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「繰延税金資産」は28百万円であります。

4. 貸借対照表に關する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 815,933千円
上記、減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 218,371千円
② 短期金銭債務 118,224千円

(3) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産
 売掛金 1,272,041千円
 その他流動資産（預託金） 132,000千円
 ―――
 合計 1,404,041千円
② 担保に係る債務
 短期借入金 1,189,358千円

5. 損益計算書に關する注記

関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 売上高 314,449千円
 仕入高 466,957千円
 販売費及び一般管理費 658,964千円
 営業取引以外の取引による取引高 2,281千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入超過額	353,207千円
未払事業税	12,124千円
販売促進引当金	5,819千円
減価償却超過額	212,174千円
たな卸資産	68,121千円
関係会社株式評価損	13,166千円
一括償却資産超過額	11,069千円
売上原価見積計上額	15,488千円
未払費用	9,462千円
税務売上認識額	111,540千円
その他	21,249千円
計	833,424千円
評価性引当額	△164,457千円
繰延税金資産合計	668,967千円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	493,063千円
固定資産－その他	175,903千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

取引に重要性がないため記載を省略しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	207円	13銭
(2) 1株当たり当期純損失	△66円	89銭

9. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 当社及び当社の連結子会社である株式会社U-NEXT SPC1（以下「公開買付者」といいます。）は、平成29年2月13日開催の取締役会において、公開買付者が、株式会社USEN（以下「対象者」といい、対象者の普通株式を「対象者株式」といいます。）が所有する自己株式及び不応募対象株式（宇野康秀氏（以下「宇野氏」といいます。）が所有する対象者株式のすべて及び株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）が所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者株式をいいます。また、下記「5. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 光通信との間の応募契約」に定義する応募契約②が締結された場合は応募契約②において本公開買付けに応募しない旨を合意した対象者株式を含みます。以下同じです。）を除く対象者株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得し、対象者株式を非公開化したうえで、その後の一連の組織再編を通じて、当社と対象者との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施することを決議しました。

詳細につきましては、連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

- (2) 当社及び当社の連結子会社である株式会社U-NEXT SPC1は、平成29年2月13日開催の取締役会において、株式会社U-NEXT SPC1が平成29年3月30日付で以下のシンジケートローン契約を締結する旨を決議しました。

詳細につきましては、連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

- (3) 当社は、平成29年1月17日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機との間で、MVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者、以下「MVNO」）事業の運営を行う合弁会社設立に関する基本合意書を締結することを決議し、平成29年1月25日に合弁会社を設立致しました。

詳細につきましては、連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月22日

株式会社U-NEXT
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村	孝郎	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木	政秋	⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社U-NEXTの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社U-NEXT及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象の（1）に記載されているとおり、会社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、連結子会社が株式会社USENの普通株式を公開買付けにより取得し、経営統合を実施することを決議した。また、本公開買付けに際して、会社は、株式会社USENとの間で、同日付で本経営統合に関する基本合意書を締結した。
2. 重要な後発事象の（2）に記載されているとおり、会社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、連結子会社が資金の借入を実行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 2 月22日

株式会社U-NEXT
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 村	孝 郎	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 木	政 秋	⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社U-NEXTの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象の（1）に記載されているとおり、会社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、連結子会社が株式会社USENの普通株式を公開買付けにより取得し、経営統合を実施することを決議した。また、本公開買付けに際して、会社は、株式会社USENとの間で、同日付で本経営統合に関する基本合意書を締結した。
 2. 重要な後発事象の（2）に記載されているとおり、会社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、連結子会社が資金の借入を実行することを決議した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1)事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月23日

株式会社U-NEXT 監査役会
常勤監査役 巖 崎 洋 一 ㊞
監査役（社外監査役） 須 原 伸 太 郎 ㊞
監査役（社外監査役） 大 井 法 子 ㊞

以 上